

岐阜県緑の基金管理規程

廃止制定 平成23年3月4日

最終改正 平成23年3月4日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の定款第49条に基づき、岐阜県緑の基金（以下「基金」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(造成)

第2条 基金は、基金に充てることを指定して寄附された財産とする。

(管理)

第3条 基金の運用は、確実かつ効率的な運用に努めるものとする。

2 前項の運用は、理事会の決議を得るものとする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、定款第4条第1項第4号の事業経費に充てるものとし、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の収入支出予算に計上するものとする。

(処分)

第4条 基金の処分は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成23年3月4日から施行する。（平成23年3月4日理事会決議）

2 この規程の施行に伴い、岐阜県緑の基金および緑と水の森林基金管理規程（平成2年2月21日制定）及び岐阜県森林基金推進会議規程（平成2年7月9日）は、廃止する。

3 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成23年3月4日理事会決議）